

# 西沢田長寿会館使用規程

(名 称)

第1条 本会館は、西沢田長寿会館という。

(目 的)

第2条 本規程は、長寿会及び自治会の各種団体等自治会住民の生活文化向上並びに親睦を図るため、規約第34条に規定する長寿会館の使用について必要な事項を定めることを目的とする。

(責任者)

第3条 本会館の責任者は、自治会長がこれにあたる。

(使 用)

第4条 本会館は、長寿会及び長寿会員が優先して使用する。

2 本会館を使用する場合は、特別の場合を除き使用日の前日までに長寿会長に申し出るものとする。

(不許可)

第5条 次の各項に該当する場合は、これを許可しないものとする。

- (1) 個人的に使用する場合
- (2) 自治会員以外の者が使用する場合
- (3) その他使用が不相当と認められる場合

(使用時間)

第6条 本会館の使用時間は、原則として午前8時から午後10時までとする。

(防 火)

第7条 本会館の利用者は、特に火気に注意し、使用後の整理整頓及び備品等の取扱いに注意するものとする。

(管 理)

第8条 本会館の維持管理は、自治会において行うものとする。

(規程の変更)

第9条 本規程の変更は、協議委員会において取り計らうことができる。

2 協議委員会には、長寿会長の出席を求めるものとする。

付 則

本規定は、昭和57年4月1日より実施する。

本規定は、平成29年4月1日より施行する。